

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成26年11月4日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同月20日から同年12月10日まで縦覧に供する。

平成26年11月14日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 天 雲 俊 夫

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
観音寺市柞田土地改良区	単独県費補助土地改良事業 （水路改修事業）下出地区	観音寺市経済部農林水産課
〃	単独県費補助土地改良事業 （水路改修事業）村道下1号地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 （水路改修事業）エビス地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 （水路改修事業）黒渕中河原地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 （水路改修事業）中出2号地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 （水路改修事業）黒渕東角地区	〃